法律文書の作成

2019.6.3

弁護士　松田　昌明

１　法律の勉強

1. はじめに

所有権とは？→民法２０６条　使用・収益・処分

殺人罪（刑法１９９条）の要件は？効果は？→「人を殺した者」「死刑・無期…」

「死刑」１１条　「懲役」１２条２項

・・・

1. 目標＝司法試験で試されていること（＝法律家の役割）

法律の適用＝条文の適用（※事実認定は合格後修習で！）

「与えられた事実関係に、条文を適用し、結論を導く！」

1. 条文の適用

条文に書いていることと書いていないことの峻別

* + 条文によらない議論はただの立法論

条文の内容＝法律要件　①＋②＋…　⇒　法律効果

* + 1. 適用される条文・適用可能性のある条文を見つけ出す（各条文の適用場面・法律効果の理解）
		2. 法律要件を満たすか検討する（各条文の法律要件の理解）
		3. 満たせば法律効果が発生する（各条文の法律効果の理解）

２　法律文書の書き方

①いい文章とは

◆　読み手（採点者）にとっていい文章

◆　読みやすい論理的な文章

②読みやすさ

◆　１文が短い

☆　ナンバリング（第１→１→(1)→ア）をして、適切なタイトル

◆　内容が整理されている➡　要件ごと、法解釈と事実認定を分ける

◆　接続詞は適切に！無理に使う必要はない！

ex.◎「確かに→しかし→したがって」、◎「まず→次に→さらに」

　（▲「この点」　使い方に注意が必要！）

③論理的な文章（★作文と法律文書の違い！！）

☆　法的三段論法

＝「大前提（＝法解釈）」に「小前提（＝事実認定）」をあてはめて結論を導く

*❶　問題提起（条文の指摘！！）*

*関連法令・条文を的確にピックアップし、どの条文のどの文言が問題になるのか、文言をかぎかっこで引用して指摘する*

*❷　規範定立（＝法令解釈！！）*

*その解釈について、必要性＋許容性（あくまで許容性が重要）の観点から理由を述べて、抽象的な規範を定立する*

* *許容性→条文解釈として許される、限界を超えていない、枠内であること*

*→これがなければ法律の適用ではなく、ただの立法論！！*

*❸　当てはめ（＝事実認定！！）*

*当該規範に具体的事実を当てはめて結論を導く。*

☆　条文の根拠や文言を示すこと！関連条文は全て指摘！！

➽　条文は法律家のみなもと！法律家の文章は条文に立脚して論じている点で高度な論理性がある！！

　　☆　二項対立による視点

　　　　❶形式面と実質面　❷必要性と許容性　❸原則論と例外論　❹客観面と主観面

以上